

1. 甲が乙に支払う紹介手数料は、採用者 1 人当たり 110 万円に消費税を加算した額とする。
2. 就労ビザが認可されない場合や渡航不能などによる内定辞退、行方不明等求職者の理由で入社に至らなかった場合は甲が乙に支払い済みの紹介手数料の内、10 万円を引いた残額を返済する。
3. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後 3 ヶ月以内に退職したときは、乙は 1 項に定めた紹介手数料の半額を甲に返還する。但し、入社後 3 ヶ月後以降の退職、および解雇については、いかなる理由による場合も、紹介手数料の返還は行わないものとする。
4. 前項の返還金は、甲が乙へ当該採用者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。
5. 乙は、採用者が行った甲に対する不法行為の責任は一切負わないものとする。
6. 第 1 条（2）、第 3 条（1）のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。
7. 甲の責による内定取消の場合、いかなる理由においても返金はしない。この効果は契約締結後から発生する。